

「ずようなごどで」²⁹

デイビット・マナーリオ
(指導主事助手・30歳)



お疲れ様 ラッセルさん

葛巻高校の外国語指導助手、ラッセル・ウォングさんが勤務を終えて、今月帰国します。

バスケットボールが得意で、女性がとても大好きな彼は、だれとでも仲良くなれるし、一緒にいるととても楽しい時間を過ごすことができました。彼が帰った後、きっと葛巻は寂しくなるに違いありません。

その彼が、お世話になった町民の皆さんに感謝の言葉を伝えたいというので、紹介します。



デイビット(右)とラッセルさん(中央)と葛巻高の千葉みゆき先生

私は、アメリカのサンゼルスに帰り、高校の社会の教師になります。葛巻の人々や自然の美しさ、その独自の文化を、私は大好きになりました。葛巻で英語教師として勤めることができ、本当にありがたく思います。

サンゼルス出身の私は、この町に着いたとき、水田・森林・牛に囲まれた生活に適應できるか心配でした。しかも、そのときはまだ葛巻の冬を経験していません。一年間耐えられるだろうか心配しましたが、数週間たつと自分が本当に特別な場所にいるということ、だんだん実感してきました。

初めて一人で外食したのは「茶香」でした。そこで葛巻保育園の父母会の皆さんと出会う、町民の優しさを肌で感じました。私が新しい環境に慣れるよう手伝ってくださり、ありがとうございます。

葛巻の食堂やレストラン、商店の皆さん、家に誘ってくれた方々、食べ物を届けてくれた皆さんに感謝します。葛巻町バスケットボール協会の皆さん、秋まつりの茶屋場組に参加させてくれた皆さん、ありがとうございます。

そして最後に、私を支えてくれた生徒達・先生方、本当に三年間ありがとうございました。皆さんは私に素晴らしい思い出をくれました。皆さんの優しさと友情を宝物として、心に刻みつけておきます。葛巻高校の外国語指導助手 Russell Matthew kenichi wong は、心の底から感謝します。

この文章は、デイビットさんが日本語で書いています。

10月からは国保税も天引き

《65歳から74歳までの世帯で》

国民健康保険税(国保税)も十月から特別徴収が始まります。四月から、長寿医療制度で特別徴収していますが、国民健康保険税についても地方税法の改正に伴って始まるものです。

特別徴収の対象となるのは、国民健康保険に加入している、世帯主を含めた世帯全員が六十五歳から七十四歳までの世帯主です。

世帯に七十五歳以上の長寿医療制度の加入者がいる場合や、世帯内の六十五歳未満の人全員が社会保険などに加入している場合も対象になります。

また、長寿医療制度と同じように、次のような場合は特別徴収の対象にはなりません。

- 対象となる年金額が年額十八万円未満の人
- 介護保険料と長寿医療制度の保険料を合わせた額が、年金額の二分の一を超える人

なお、十月以降の各月に特別徴収される額は、本年度の税額から九月までに納付書で納めた額を差し引いた額を三等分した額になります。

口座振替もできます

特別徴収される人で、①過去二年間に、保険税を滞納しなかった人②これから保険税を口座振替によって納めていただけの人のふたつの要件に当てはまる人は、申し出により口座振替することができます。

手続きは七月三十一日までです。手続きなど詳しくは、住民会計課税務徴収係(内線132)へお問い合わせください。

広告

一緒に歌いませんか?

10・11月発表に向けて 男女会員募集中!!
練習日:主に毎週金曜日

葛巻コーラルアロー
連絡先:近藤 66-4382, 齋藤 66-2605

7月から保険料の普通徴収が始まります

《長寿医療制度》

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料の普通徴収(納付書による納付)が七月から始まります。

保険料は、年金額が十八万円以上の人は年金から天引きする特別徴収になりますが、次のような理由で年金から天引きにならない人は普通徴収になります。

- 年金額が、年額十八万円未満の人
- 介護保険料と長寿医療制度の保険料を合わせた額が、年金額の二分の一を超える人
- 年度の途中で葛巻町に転入した人
- 年金の差し止めや担保貸付を受けている人

- 年金の内払調整を受けている人
- 介護保険の住所地特例の対象になる施設に入所している人
- 平成二十年四月に社会保険などから移行した本人(十月から特別徴収)
- 平成二十年四月に社会保険などから移行した被扶養者(十月から特別徴収)
- 平成二十年四月に、老人保健制度から移行した六十五歳以上七十五歳未満で、障害認定を受けている人
- 昭和七年九月一日から昭和八年四月一日までに生まれた人で、平成二十年四月に加入した人
- 年度の途中で、制度に加入した人

2年間保険料を軽減

《社会保険などで扶養されていた人》

平成二十年三月まで社会保険などの被扶養者だった人は、長寿医療制度の保険料が二年間軽減されます。

平成二十年四月から九月までは、保険料を徴収せず、十月から平成二十一年三月までは、九割を軽減するため、一割を納めていただくこととなります。

また、二十一年四月から一年間は均等割額が五割に軽減され、所得割はかかりません。

同制度が始まる前に、勤務先に提出した「被扶養者の資格喪失届」によって後期広域連合が保険料の



軽減手続きを行っています。もしもこの適用を受けられず、すでに特別徴収されている人は、住民会計課国保係(役場内線125・126)へお問い合わせください。

住民税の減額制度 ご存知ですか?

税源移譲により、多くの人は平成19年度分の住民税(町県民税)が増加しました。

しかし、平成19年中の所得が大きく減り、平成19年分所得税がかからなくなった場合は、住民税の負担増の影響だけを受けることになります。

このように、住民税だけが増えた人に対しては、増額になった住民税相当額をお返しします。

この場合、申告が必要になります。

対象になる見込みの人には、個別に通知していますので、忘れずに申告してください。

申告期間 7月1日~31日
申告場所 役場住民会計課
1階 ②番窓口

*郵送でも受け付けます。

提出先
〒028-5495
葛巻町住民会計課

危険物取扱者保安講習



【日時と場所】
9月3日(水)
岩手県高校教育会館
9月20日(土)
盛岡市浜民文化会館
ほか県内10会場
申込みなど詳しくは盛岡中央消防署
葛巻分署(☎66-2709)へ。